指定部品（構造装置の軽微な変更時）の取扱いについて

自動車部品の装着については、国民負担軽減を図る観点から、自動車の構造・装置の軽微な変更時における諸手続きについて、安全及び公害の防止上、支障が生じない範囲において、構造変更検査の簡素化の措置が講じられたものです。

使用過程車における自動車部品装着時の条件

①自動車部品を装着したときの寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲である場合
②指定する自動車部品（以下指定部品という）を溶接又はリベット以外の取付け方法により装着した場合

軽微な変更となる自動車部品の取り付けについて

1．自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内である場合。

項　目 種　別	全長	全幅	全高	車両重量
小型自動車 軽自動車	±３ｃｍ	±２ｃｍ	±４ｃｍ	±５０ｋｇ
普通自動車 大型特殊自動車	±３ｃｍ	±２ｃｍ	±４ｃｍ	±１００ｋｇ

※自動車は全長１２．０ｍ　全幅２．５ｍ　全高３．８ｍを超えてはならない

2．指定する自動車部品（以下「指定部品」という。）を溶接またはリベット以外の取り付け方法により装着した場合が該当し、この場合には、自動車検査証記載事項変更及び構造変更検査が不要となります。 なお、これらの軽微な変更となる自動車部品を装着した状態においても、道路運送車両の保安基準に適合していることが必要であり、これはユーザーの責任において管理していただくこととなります。また、新規検査又は予備検査においては、検査時の状態で自動車の諸元を決定する従来どおりの取扱いとなります。

◎指定部品とは、次の（依命通達）により取扱いされております。

※それ以外は全て指定外部品となります。

「自動車部品を装着した場合の構造変更等検査時における取扱いについて（依命通達）」の細部取り扱いについて

国自技第 6 号

平成 15 年 4 月 8 日

Ⅰ アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係

（1） 空気流を調整等するための自動車部品

エア・スポイラ、エア・ダム、フード・ウインド・デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインド・シールド

（2） 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクローズド・ラゲージ・キャリア、バイク／スキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第 55 条第 2 項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。

（3） その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む）、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッド・ライト/フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパ／プッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウィンチ、けん引フック、トウバー、ロープ・フック、水/泥はねよけ、アンテナ、トラック・ベッド・ライナー、グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、デフレクター/スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視用カメラ、車間距離警報装置

二輪車：グラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ/ブレーキ・レバー

注：車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない。

2. 原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スターター、エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション

3. 車室内に設置する部品

空気清浄機、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難防止システム、エア・バッグ

4. その他

ナンバー取付ステー、任意灯火器類

Ⅱ 運行に当たり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

（1） タイヤ

（2） ホイール

2. 操縦装置関係の部品

（1）ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）

（2）パワ・ステアリング（ギア・ボックスと一体のものを除く。）

（3）変速レバー、シフトノブ

（4）身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）

① ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け

② アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け

③ 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け

④ 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け

⑤ ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け

⑥ 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け

⑦ アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

（1） コイル・スプリング

（2） ショック・アブソーバ

（3） ストラット

（4） ストラット・タワー・バー

注：上記（2）及び（3）の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

4. 連結装置関係の部品

（1）　トレーラ・ヒッチ

（2）　ボール・カプラ

5. 騒音防止装置関係の部品

（1）　マフラー

（2）　排気管

6. その他

（1）　規定灯火類

（2）　ミラー

（3）　ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF 等）

以　上

自動車部品を装着した自動車の判断の流れ

自動車部品を装着した場合、その部品が「指定部品」か「指定外部品」かを判断し、その取付方法（簡易的取付方法、固定的取付方法、恒久的取付方法）により、自動車検査証の記載事項変更及び構造等変更検査の手続きを要するかどうか判断する必要があります。なお、手続の要・不要は次表のフローチャートにより判断してください。

指定部品の取扱いフローチャート

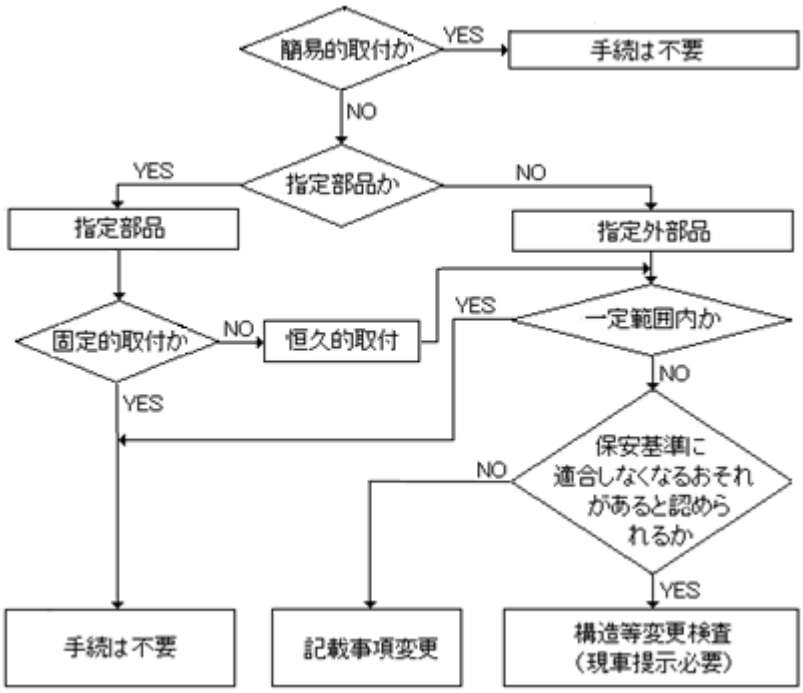

取付方法について

取付方法	内　　容
簡易的取付	工具等を使わないで取付できる（蝶ネジ等）
固定的取付	工具等を使って取付する（ボルト・ナット等による）
恒久的取付	リベット・溶接による取付

一定範囲内について（自動車部品を装着したときの寸法（長さ、幅、高さ）及び車両重量）

項　目 ＼ 種　別	全長	全幅	全高	車両重量
小型自動車 軽自動車	±３ｃｍ	±２ｃｍ	±４ｃｍ	±５０ｋｇ
普通自動車 大型特殊自動車	±３ｃｍ	±２ｃｍ	±４ｃｍ	±１００ｋｇ

※自動車は全長１２．０ｍ　全幅２．５ｍ　全高３．８ｍを超えてはならない

1．車体まわり関係 （1）空気流を調整等するための自動車部品	 エア・スポイラ	 エア・ダム
 フード・ウインド・デフレクター	 フード・スクープ	 ルーバー
 フェンダー・スカート	 ピックアップ・トラック・ランニングボード	 その他エアロパーツ類
 二輪車のカウル類	 二輪車のウインド・シールド	
1．車体まわり関係 （2）手荷物等を運搬するための自動車部品	 ルーフ・ラック	 エンクローズド・ラゲージ・キャリア
 バイク／スキー・ラック		 その他ラック類

1．車体まわり関係 （3）　その他の部品	 サンルーフ	 コンバーチブル・トップ
 キャンパー・シェル	 窓フィルム（コーティングを含む）	 キャンピングカー用日除け
 ロール・バー	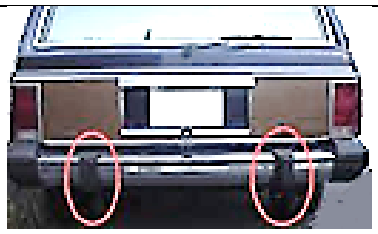 バンパー・ガード	 フェンダー・カバー
 その他カバー類	 ヘッド・ライト/フォグライト・カバー	 その他灯火器カバー類
 グリル・ガード	 バンパ／プッシュ・バー	
 ドア等プロテクター	 アンダー・ガード	 その他ガード類

 ラダー	 サン・バイザー	 ルーフトップ・バイザー
 その他バイザー類	 ウィンチ	 けん引フック
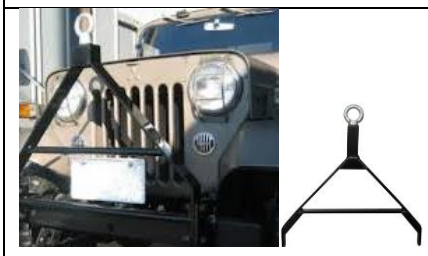 トウバー	 ロープ・フック	 水/泥はねよけ
 アンテナ	 トラック・ベッド・ライナー	
 ボディー・サイド・モールディング	 デフレクター	 スクリーン（フロント・グリル）
 コーナー・ポール	 コーナー等のセンサー	 後方監視カメラ

車間距離警報装置

二輪車：グラブ・バー

バック・レスト

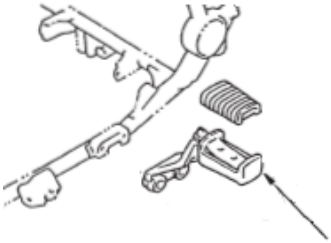

ステップ

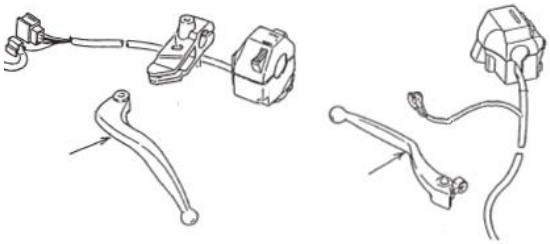

クラッチ/ブレーキ・レバー

リモコン・エンジン・スターター

空気清浄器

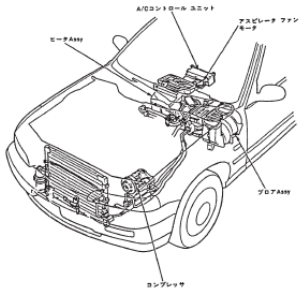

エア・コンディショナー

ナビゲーション

自動車電話

無線機

オーディオ

その他音響機器類

 盗難警報システム	 エア・バッグ	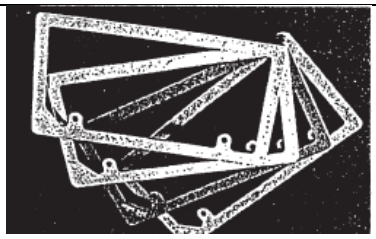 ナンバー取付ステー
規定外の 灯火器及び反射器 任意灯火器類		
1．走行装置関係の部品 （1）タイヤ （2）ホイール	 タイヤ	 ホイール
2．操縦装置関係の部品 （1）ステアリング・ホイール （二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）	 ステアリング・ホイール	
（2）パワ・ステアリング （ギア・ボックスと一体のものを除く。）	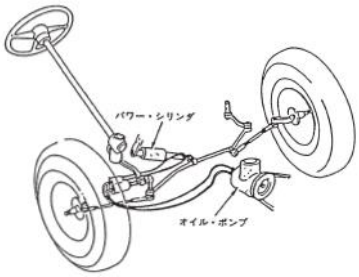 パワ・ステアリング	
（3）変速レバー、シフトノブ	 変速レバー、シフトノブ	

（4）身体障害者用操作装置の部品	 ① ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け
	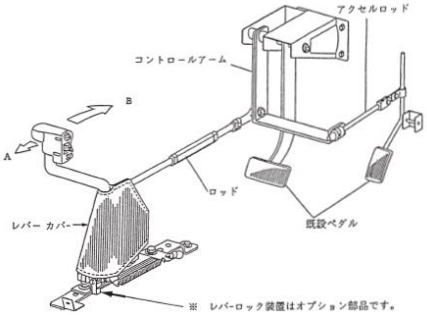 ② アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
	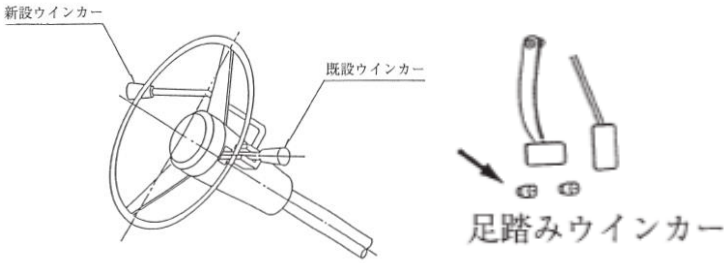 ③ 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
	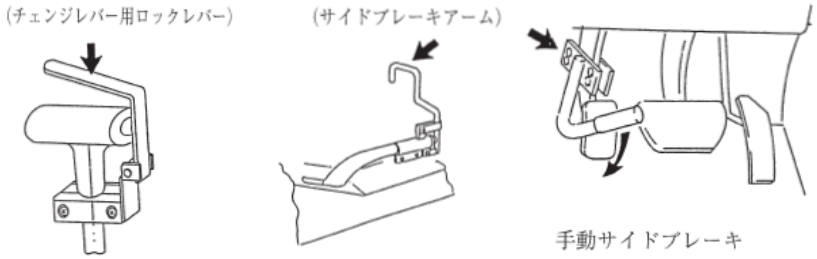 ④ 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
	  ⑤ ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け

<table>
<tr><td rowspan="2">（4）身体障害者用操作装置の部品</td><td> 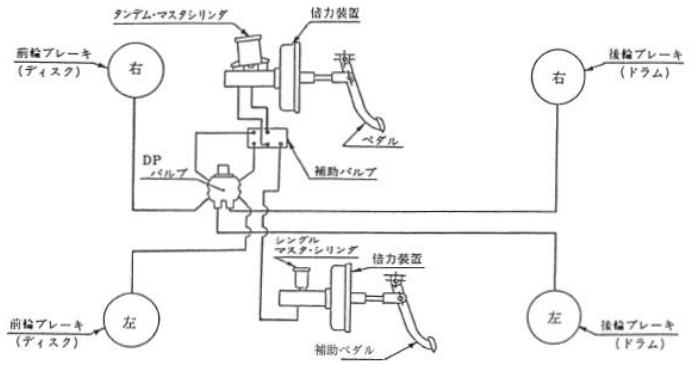

⑥ 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け</td></tr>
<tr><td> 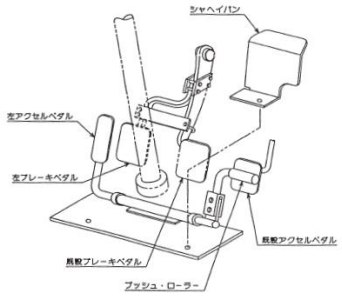

⑦ アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け</td></tr>
<tr><td>3. 緩衝装置関係の部品
（1） コイル・スプリング
（2） ショック・アブソーバ
（3） ストラット
（4） ストラット・タワー・バー</td><td>（2）及び（3）の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。</td><td>
コイル・スプリング</td></tr>
<tr><td>
ショック・アブソーバ</td><td>
ストラット</td><td>
ストラット・タワー・バー</td></tr>
<tr><td>4. 連結装置関係の部品
（1） トレーラ・ヒッチ
（2） ボール・カプラ</td><td>
トレーラ・ヒッチ</td><td>
ボール・カプラ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>5. 騒音防止装置関係の部品
（1）　マフラー
（2）　排気管</td><td colspan="2">
マフラー、排気管</td></tr>
<tr><td rowspan="3">6. その他
（1）　規定灯火類
（2）　ミラー
（3）　ディーゼル微粒子除去装置
（酸化触媒、DPF 等）</td><td>保安基準に規程のある
灯火器及び反射器
規定灯火類</td><td> 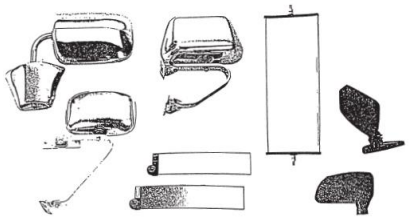
ミラー</td></tr>
<tr><td colspan="2">
ディーゼル微粒子除去装置　（酸化触媒、DPF 等）</td></tr>
</table>

作成　平成２６年９月１日